

『今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方(第四次報告)

「脱炭素社会の実現に向けた建築物のライフサイクルカーボン評価の促進及び省エネ性能の一層の向上について』の概要

I.はじめに

建築物のライフサイクルカーボンは、我が国のCO₂等排出量の約4割を占めると推定され、建築物分野の脱炭素化は急務。
また、2030年以降新築される住宅・建築物のZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保等の政府目標の実現に向けた建築物の省エネ性能の一層の向上の取組が重要。

II.建築物の ライフサイクルカーボン 評価の促進

2028年度を目途に
建築物のLCCO₂評価
の実施を促す制度
の開始を目指す

以降も制度の段階的導入により、設計・施工・資材調達の変革を促し、脱炭素社会・循環型社会の実現を目指す。エネルギー・資源安全保障にも寄与することが期待される

(2)各ステークホルダーの責務・役割の明確化

- 建築主、設計者、施工者、建材・設備製造事業者の役割が必ずしも明確ではない

(3)建築物のライフサイクルカーボン評価に係るルールの策定

- 国における統一的な算定ルール、評価基準が存在しないため、削減に向けた検討や設計内容による比較が困難

(4)建築物ライフサイクルカーボン評価の実施を促す措置

- 大手不動産事業者等においては、遅くとも2028年よりScope3開示が求められる
- 建築主、設計者間でのLCCO₂評価に係る対話および評価の実施が少ない
- 中小規模の建築物の関係事業者の練度に関する配慮が必要
- 住宅については、住まいのアフォーダビリティの確保への配慮が必要
- 国や積極的な事業者等による先行的な実施などによる市場けん引が課題

(5)建築物のライフサイクルカーボン評価結果の表示を促す措置

- 算定・評価結果の表示ルールや第三者認証・表示制度がないため、LCCO₂削減に取り組んだ建築物の環境性能がアピールできず、市場において選択されない

(6)建材・設備のCO₂等排出量原単位の整備

- 建材・設備CO₂等排出量原単位の整備が課題
- 低炭素製品等の選択性を向上させるための環境の整備が必要

(7)建築物ライフサイクルカーボン評価を促進するための環境整備

- LCCO₂評価及び建材・設備CO₂等排出量原単位整備の技術的・金銭的ハンドルがある
- LCCO₂評価及び建材・設備CO₂等排出量原単位整備の専門家が少ない

III.建築物の 省エネルギー性能の 一層の向上

(1)新築建築物における省エネ基準への適合の確保

- 2025年4月に省エネ基準適合が義務化され、省エネ性能の底上げ(ボトムアップ)が図られた
- 今後の基準の引上げも見据え、設計者、施工者等の更なる技術力の向上や、自治体や機関等の審査側の体制確保・強化が必要

(2)省エネ基準の段階的引き上げを見据えたより高い省エネ性能の確保

- 令和5年度時点で、新築住宅・建築物のZEH・ZEB水準への適合率は、それぞれ約46%、約37%に留まっている
- 2030年新築ZEH・ZEB水準目標や、2050年ストック平均ZEH・ZEB水準目標を踏まえると、より高い省エネ性能の確保(トップアップ)に向けた取組が必要

(3)既存建築ストックの省エネルギー化等

- 2050年ストック平均ZEH・ZEB水準目標等の達成に向けては、住宅・建築物の省エネ改修の促進を図ることが必要
- 既存建築ストックの省エネ性能の向上にあたっては、省エネ性能の確認が容易ではないことや、コストが高くなるなどの課題がある

(4)建築物における再生可能エネルギーの利用の促進

- 政府の中期目標等の達成に向けては、建築物分野においても再生可能エネルギーの利用の促進を図ることが必要
- 建築物における再生可能エネルギーの利用の促進については、地域の気候条件など地域の実情に応じた取組を進めていくことが必要
- ペロブスカイト太陽電池について、実証事業の知見を生かした対応が必要

- 建築物のライフサイクルカーボン評価の段階的制度化における第2ステップの検討
- 削減実績量や削減貢献量といったGX値を有する建材・設備の評価のあり方の検討
- 具体的な建材・設備等の仕様、性能及びコスト等を踏まえたZEH・ZEB基準の水準を超える省エネ性能の目標設定のあり方の検討
- 脱炭素化の促進にも資する既存建築ストックの活用に向けた対応

・建築物LCCO₂評価及び削減に係る建築主、設計者、施工者、建材・設備製造事業者の責務・役割を明確化し、取組事項に係る指針を策定することを検討すべき

・建築物のLCCO₂の算定ルール及び算定結果の評価基準を策定すべき

・比較的大きい大規模建築物は、建築士が建築主に対して、設計する建築物においてLCCO₂評価を実施する意義等について説明した上で、建築主の求めに応じてLCCO₂の算定に適確に対応することを義務付けることを検討すべき

・特にCO₂等排出量の大きい建築物については、建築主に対して、国へのLCCO₂評価結果(自主評価)の届出を義務付け、設計時から自動的削減の検討を促す仕組みを検討すべき

・国の庁舎等におけるLCCO₂評価の先行実施を検討すべき

・LCCO₂評価に取り組む優良事業者の選定・公表の実施を検討すべき

・建築物のLCCO₂評価結果に係る表示ルールの策定を検討すべき

・建築物のLCCO₂評価結果に係る第三者認証・表示制度の創設を検討すべき

・建材・設備CO₂等排出量原単位の整備方針の策定及び建材・設備における表示ルールの策定を検討すべき

・LCCO₂評価及び建材・設備CO₂等排出量原単位整備に対する支援を検討すべき

・産学官が連携して人材育成、体制整備を実施

・設計者、施工者等の申請側、自治体や機関等の審査側等における体制整備への支援を継続すべき

・所管行政庁における気候風土適応住宅の基準策定への支援を継続すべき

・住宅トップランナーアイドの対象事業者のうち、特に多くの住宅を供給する事業者に、当該事業者ごとの実績を踏まえて、より高い省エネ性能を確保することを求める仕組みを導入すべき

・ZEH・ZEB水準の省エネ性能を有する建築物の計画を認定する性能向上計画認定制度について、特殊な構造・設備を用いる場合の省エネ性能を別途評価し、大臣が認定する仕組みを導入すべき

・今後の基準の引上げを見据え、非住宅建築物の段階的な基準の引上げの予定通りの実施や、用途別の課題分析を行うとともに、技術的検証に基づく建築物省エネ性能基準やその運用の合理化を継続すべき

・ZEH・ZEBやGX志向型住宅など、より高い省エネ性能を有する建築物に対する支援の継続・充実や、機器・建材トップランナーアイドを通じた高性能の機器・建材の普及とコスト低減に向けて関係省庁と連携すべき。

・住宅トップランナーアイドの運用や、省エネ性能表示制度の充実・活用促進、公共建築物における先行した取組を継続すべき

・新築住宅・建築物への支援について、基準引上げに先行したZEH・ZEB水準への適合要件化を検討すべき

・省エネの効果に関する周知普及や、部分的・効率的な省エネ改修の普及促進を図るべき

・住宅金融支援機構による省エネリフォーム融資制度の活用促進、窓の断熱改修、高効率給湯器の導入等の支援の充実・強化に向けた経済産業省・環境省との連携、国と地方公共団体による協調補助の仕組みの充実を図るべき

・既存住宅の省エネ部位ラベルの普及促進を図るとともに、既存建築物のエネルギー消費量の実績値に基づく省エネ性能表示についての検討を進めるべき

・建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度について、地域の意向を踏まえ区域設定を進めることが重要

・ZEH・ZEB等の再生可能エネルギー利用設備が設置された建築物についての支援の継続に向けた経済産業省・環境省との連携、太陽光発電設備設置率の目標を設定した住宅トップランナーアイド制度の的確な運用を継続すべき

・ペロブスカイト太陽電池について、太陽光発電設備の設置が困難な場所への設置や建材一体型の活用等に係る需の創出に取り組むべき

IV.引き続き 検討すべき 課題

V.おわりに

国土交通省においては、本報告を踏まえ、関係省庁等とも連携の上、必要な制度見直し等を速やかに実施し、建築行政に求められる役割を的確に果たすべき